

---

---

## 第七 医 事

---

---

- 1 適正医療の確保
- 2 救急医療体制の整備
- 3 地域医療の普及啓発

## 第七 医事

## 1 適正医療の確保

## (1) 医療施設

## ① 医療施設数及び病床数

各年度末現在

区分 年度	病 院							一般診療所				歯科診療所				助 産 所 数
	施設 数 総 数	病 床 数						施 設 数 総 数	有 床 診 療 所 数	有 床 診 療 所 病 床 数	無 床 診 療 所 数	施 設 数 総 数	有 床 診 療 所 数	有 床 診 療 所 病 床 数	無 床 診 療 所 数	
		総 数	精 神 病 床	感 染 症 病 床	結 核 病 床	療 養 病 床	一 般 病 床									
3	36	7,290	854	10	0	1,053	5,373	353	18	291	335	224	-	-	224	12
4	36	7,241	854	10	0	1,061	5,316	351	16	253	335	225	-	-	225	12
5	36	7,230	854	10	0	1,058	5,308	351	16	253	335	227	-	-	227	12
(内訳)																
倉敷	15	4,695	662	10	0	370	3,653	187	7	94	180	119	-	-	119	7
児島	6	709	0	0	0	135	574	52	4	66	48	32	-	-	32	1
玉島	7	627	0	0	0	334	293	52	2	38	50	32	-	-	32	0
水島	6	927	0	0	0	219	708	47	3	55	44	36	-	-	36	2
真備	2	272	192	0	0	0	80	9	0	0	9	7	-	-	7	2
船穂	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	1	-	-	1	0

## ② 人口10万人対の医療施設数及び病床数

令和4年10月1日現在

区 分	人口10万人対の医療施設数		
	倉 敷 市	岡 山 県	全 国
病 院	7.6	8.5	6.5
一 般 診 療 所	73.5	86.4	84.2
歯 科 診 療 所	47.6	53.4	54.2

区 分	人口10万人対の病床数			
	倉 敷 市	岡 山 県	全 国	
病 院	精 神 病 床	181.3	283.3	257.6
	感 染 症 病 床	2.1	1.4	1.5
	結 核 病 床	-	6.2	3.1
	療 養 病 床	225.3	217.0	223.0
	一 般 病 床	1128.7	947.4	709.6
病 床 計	1537.4	1455.3	1194.9	
一 般 診 療 所	53.7	97.3	64.4	

※ 令和4年医療施設調査・病院報告による。

## ③ 診療所・助産所の許可状況

(根拠法令 医療法第7条 昭和23年法律第205号)

## 第七 医事

<対 象>

市内の診療所、助産所

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<事業実績>

令和5年度(単位:件)

区 分	開 設 許 可	構 造 設 備 使 用 許 可
一 般 診 療 所	6	3
歯 科 診 療 所	2	0
助 産 所	0	2

### ④ 救急告示医療機関

(根拠法令 救急病院等を定める省令第1条第2項 昭和 39 年2月 20 日厚生省令第8号)

救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当し、都道府県知事が認定した医療機関

令和6年4月1日現在

地区名	救急病院名称	所 在 地	電話番号
倉敷	倉敷中央病院	美和1-1-1	422-0210
	川崎医科大学附属病院	松島577	462-1111
	しげい病院	幸町2-30	422-3655
	倉敷成人病センター	白楽町250	422-2111
	倉敷第一病院	老松町5-3-10	424-1000
	倉敷記念病院	中島831	465-0011
	倉敷平成病院	老松町4-3-38	427-1111
	松田病院	鶴形1-3-10	422-3550
	倉敷スイートホスピタル	中庄3542-1	463-7111
児島	倉敷市立市民病院	児島駅前2-39	472-8111
	児島聖康病院	児島下の町1-1-16	472-7557
	倉敷シティ病院	児島阿津2-7-53	472-7111
玉島	玉島協同病院	玉島柏島5209-1	523-1234
	プライムホスピタル玉島	玉島750-1	526-5511
	玉島中央病院	玉島阿賀崎2-1-1	526-8111
	藤沢脳神経外科病院	玉島勇崎587	528-3111
水島	水島協同病院	水島南春日町1-1	444-3211
	水島第一病院	神田2-3-33	444-5333
	水島中央病院	水島青葉町4-5	444-3311
	倉敷中央病院リバーサイド	鶴の浦2-6-11	448-1111
真備	まび記念病院	真備町川辺2000-1	698-2248

### ⑤ 医療関係従事者数

隔年 12 月 31 日現在

年次	医 師	歯科医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准看護師
30	1,795	349	917	200	182	7,583	
2	1,882	365	970	206	191	7,908	
4	1,914	378	995	225	207	7,888	

※ 医師・歯科医師・薬剤師調査及び衛生行政報告例による。

## (2) 病院・診療所等への立入検査

### ① 病院・診療所・助産所への立入検査

(根拠法令 医療法第 25 条第1項)

## ＜事業概要＞

医療法等に定められた良質で適切な医療が効率的に提供できる体制を確保するため、市内の病院等に対して、医療従事者の確保、診療用放射線装置の管理体制、院内感染防止対策、医療廃棄物の適正処理、防災対策の強化等について、立入検査により指導を行う。

## ＜対象＞

市内の病院、診療所、助産所

## ＜実施時期＞

平成 13 年度より実施

## ＜事業実績＞

(単位:件)

年度	区分	施設数	立入施設数	文書指導延べ件数	処分件数					告発件数	発件数
					使用制限又は禁止	管理者の変更	許可の取消	閉命	鎖令		
3		625	85(85)	2(2)	-	-	-	-	-	-	-
4		624	140(124)	3(2)	-	-	-	-	-	-	-
5		626	158(97)	6(0)	-	-	-	-	-	-	-
(内訳)	病院	36	36	2(0)	-	-	-	-	-	-	-
診療所	一般診療所	351	75(58)	4(0)	-	-	-	-	-	-	-
	歯科診療所	227	47(39)	0(0)	-	-	-	-	-	-	-
	助産所	12	0(0)	0(0)	-	-	-	-	-	-	-

※ ( )は、うち自主検査数

## ② 衛生検査所

(根拠法令 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の5第1項 昭和 33 年法律 76 号)

## ＜事業概要＞

人体から排出され、又は採取された検体について検査を行うことを業とする衛生検査所の質的向上を図るため、登録基準の遵守状況及び精度管理の実施状況等について立入検査により指導を行う。

## ＜対象＞

市内の衛生検査所

## ＜実施時期＞

平成 13 年度より実施

## ＜事業実績＞

(単位:件)

年度	区分	施設数	立入施設数	文書指導延べ件数	処分件数		告発件数
					指示	登録取消業務停止	
3		1	1(1)	0	-	-	-
4		1	1(0)	0	-	-	-
5		1	1(1)	0	-	-	-

※ 平成 28 年度から、外部認証制度による認証を取得している施設(市内の衛生検査所1施設が該当)について、隔年で立入検査を実施。

※ ( )は、うち自主検査数

## 2 救急医療体制の整備

### (1) 初期救急医療体制

#### ① 休日夜間急患センター運営事業(公益財団法人倉敷市保健医療センターへ委託)

(根拠法令 倉敷市休日夜間急患センター条例 昭和57年10月1日施行)

<所在地>

倉敷市新田2689番地(TEL 425-5020)

<目的>

市民の急病の医療需要に対処し、その救急医療体制の確保及び充実を図り、市民の健康保持の増進及び福祉の向上に寄与する。

<診療時間>

休日・・・午前9時～午後0時30分、午後1時～午後5時

夜間・・・午後8時～午後10時

<診療科目>

内科及び小児科

<診療体制>

休日・・・医師2名(1名は小児科医)、看護師3名

夜間・・・医師1名、看護師2名

<委託料>

102,706千円(令和5年度)

ア 患者数

(単位:人)

区分 年度	休日診療			夜間診療		
	診療日数	患者数	1日あたり 患者数	診療日数	患者数	1日あたり 患者数
3	71	2,137	30.1	365	1,339	3.7
4	71	2,461	34.7	365	1,639	4.5
5	72	7,268	100.9	366	4,687	12.8

イ 診療科目別患者数

(単位:人)

年度	内科	小児科	計
3	1,061	2,415	3,476
4	1,399	2,701	4,100
5	5,682	6,273	11,955

ウ コロナワクチン接種

年度	接種	予診のみ
4	1,009	6
5	95	0

#### ② 休日当番医・夜間急病診療事業

ア 在宅休日診療(倉敷、児島、玉島、吉備、都窪、北児島各医師会へ委託)

(根拠 倉敷市休日夜間急病診療実施要綱 平成2年7月23日施行)

<診療時間>

午前9時～午後5時(真備地区は午前9時～午後1時)

<診療箇所>

倉敷・水島地区1か所、児島地区2か所、玉島地区1か所、真備地区1か所

## ＜診療体制＞

在宅当番医による輪番診療

## ＜診療科目＞

内科及び小児科、外科(児島のみ)

## ＜委託料＞

15,352 千円(令和5年度)

## ＜患者数＞

(単位:人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島	真 備	計
3	1,398	2,522	907	205	5,032
4	1,858	3,773	1,676	247	7,554
5	2,100	3,975	2,363	380	8,818

## イ 休日歯科診療

	倉敷・水島	児 島	玉 島
実施時期	昭和53年1月1日～	昭和54年10月7日～	昭和56年4月5日～
診療時間	10:00～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:30～15:00
診療箇所	1か所	1か所	1か所
診療体制	倉敷歯科医師会による センター方式の歯科診療	児島歯科医師会による 在宅当番医の輪番歯科診療	玉島歯科医師会による 在宅当番医の輪番歯科診療

## ＜患者数＞

(単位:人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島	計
3	529	91	124	744
4	515	98	105	718
5	507	100	155	762

## ウ 在宅夜間急病診療(倉敷市連合医師会へ委託)

(根拠 倉敷市休日夜間急病診療実施要綱 平成2年7月23日施行)

## ＜目 的＞

夜間急病患者の救済を図り、市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。

## ＜実施時期＞

昭和 52 年4月1日～

## ＜診療時間＞

午後8時～午後 10 時

## ＜診療箇所＞

児島、玉島地区に各1か所

## ＜診療体制＞

## ・ 在宅当番医による輪番診療

内科、小児科医を中心とした在宅輪番制による応急処置とする。

テレホンガイドによる案内(児島・玉島支所へ1か所ずつ設置、ガイド時間午後7時～午後10時)

## ・ 待機医師制度

当番医の判断で必要とする科目の待機医師(眼科・耳鼻いんこう科・小児科・産婦人科)へ連絡し、指示を受ける。

## ・ 二次病院への収容

当番医の診断で直ちに入院治療を要する患者について、二次病院(奇数日は倉敷中央病院、偶数日

## 第七 医事

は川崎医科大学附属病院)へ必要のあるときは連絡のうえ転送する。

<委託料>

16,761 千円(令和5年度)

<患者数>

(単位:人)

疾患区分	3	4	5
内科・小児科疾患	407	429	636
外科的疾患	23	21	25
産婦人科疾患	19	8	11
耳鼻いんこう科疾患	13	8	16
眼科疾患	4	2	2
その他の疾患	2	3	2
計	468	471	692
救急病院へ移送した者	8	12	4

エ 小児初期救急診療(倉敷医師会・児島医師会へ委託)

<目的>

休日又は夜間に、小児科医による小児救急患者の診療体制を確保することを目的とする。

<実施時期>

倉敷地区 平成 15 年 1 月 1 日～

児島地区 平成 14 年 10 月 1 日～

<診療時間>

倉敷地区 休日 午前9時～午後0時 30 分、午後1時～午後5時

児島地区 休日 午前9時～午後5時

夜間 午後8時～午後 10 時

<診療場所>

倉敷地区 倉敷市休日夜間急患センター

児島地区 在宅当番医

<委託料>

14,800 千円(令和5年度)

<患者数>

(単位:人)

年度	倉敷	児島	計
3	1,608	568	2,176
4	1,700	879	2,579
5	4,032	1,031	5,063

### ③ 自動体外式除細動器(AED)貸出事業

(根拠 倉敷市自動体外式除細動器(AED)貸出要領 平成 21 年4月1日施行)

<目的>

市で開催される各種行事においてAEDを貸出すことにより、心肺停止者への早期の救命手当を行うとともに、市民へのAEDの普及啓発を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

<貸出体制>

平成 21 年 4 月 1 日から事業を開始し、同日、保健所に貸出用AEDを1台設置した。平成 29 年 12 月 20 日からは、本庁、児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備支所の8か所にも貸出用AEDを各1台増設し、貸出窓口を合計9か所に拡大した。

<貸出回数>

(単位:回)

年度	計
3	10
4	28
5	32

## (2) 二次救急医療体制

岡山県南西部圏域における二次救急医療体制

(根拠 岡山県二次救急医療体制整備実施要綱 昭和53年6月30日施行)

< 目 的 >

休日又は夜間における重症救急患者(入院治療を必要とする患者)の医療を確保することを目的とする。

< 二次救急医療圏域の範囲 >

市町村・・・倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町

医師会・・・浅口医師会、井原医師会、笠岡医師会、吉備医師会、倉敷医師会、児島医師会、北児島医師会、玉島医師会、都窪医師会

保健所・・・備中保健所、備中保健所井笠支所、倉敷市保健所

< 担当病院 >

病院群輪番制病院・小児救急医療支援事業実施病院・・・倉敷中央病院、川崎医科大学附属病院

協力病院当番制病院・・・しげい病院、倉敷成人病センター、倉敷第一病院、倉敷記念病院、倉敷平成病院、倉敷スイートホスピタル、松田病院、水島中央病院、水島第一病院、水島協同病院、玉島中央病院、玉島協同病院、プライムホスピタル玉島、笠岡第一病院、矢掛町国民健康保険病院、笠岡市立市民病院、井原市立井原市民病院、金光病院

診療体制・・・圏域内に病院群輪番制病院及び小児救急医療支援事業実施病院については1か所、協力病院当番制病院については倉敷地区(倉敷・水島・玉島)3か所、井笠地区1か所設置し、病院群が協同連体して輪番制方式により実施している。

< 経費の負担 >

圏域内の市町が、均等割20%、人口割80%の負担割合で本事業実施に伴う経費を負担する。

令和5年度における圏域内市町からの経費の負担金額 17,456千円

病院群輪番制病院運営事業 圏域市町 全額負担

小児救急医療支援事業 国 1/3 県 1/3 圏域市町 1/3

協力病院当番制病院運営事業 圏域市町 全額負担

< 実施時期 >

病院群輪番制病院運営事業・協力病院当番制病院運営事業 昭和54年3月15日～

小児救急医療支援事業 平成14年4月1日～

< 補助金 >

病院群輪番制病院運営事業 31,613千円

協力病院当番制病院運営事業 4,256千円

小児救急医療支援事業 11,639千円

第七 医事

① 病院群輪番制病院運営事業・小児救急医療支援事業患者数 (単位:人、日)

年度		内 科		小 児 科		外 科		そ の 他		計		当番 日数
3	入院	3,376	(7.7)	531	(1.2)	225	(0.5)	2,159	(4.9)	6,291	(14.4)	437
	外来	8,345	(19.1)	4,664	(10.7)	541	(1.2)	9,086	(20.8)	22,636	(51.8)	
	計	11,721	(26.8)	5,195	(11.9)	766	(1.8)	11,245	(25.7)	28,927	(66.2)	
4	入院	3,557	(8.1)	649	(1.5)	253	(0.6)	2,249	(5.1)	6,708	(15.4)	437
	外来	8,838	(20.2)	5,573	(12.8)	460	(1.1)	8,773	(20.1)	23,644	(54.1)	
	計	12,395	(28.4)	6,222	(14.2)	713	(1.6)	11,022	(25.2)	30,352	(69.5)	
5	入院	2,863	(6.5)	623	(1.4)	174	(0.4)	1,812	(4.1)	5,472	(12.5)	439
	外来	10,429	(23.8)	6,224	(14.2)	119	(0.3)	7,117	(16.2)	23,889	(54.4)	
	計	13,292	(30.3)	6,847	(15.6)	293	(0.7)	8,929	(20.3)	29,361	(66.9)	

- ※ その他は整形外科、脳神経外科など。
- ※ ( )は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。
- ※ 小児科患者数が小児救急医療支援事業患者数となる。

② 協力病院当番制病院運営事業患者数 (単位:人、日)

年度		内 科		小 児 科		外 科		そ の 他		計		当番 日数
3	入院	162	(0.6)	3	(0.0)	46	(0.2)	118	(0.4)	329	(1.1)	288
	外来	1,465	(5.1)	88	(0.3)	770	(2.7)	1,109	(3.9)	3,432	(11.9)	
	計	1,627	(5.6)	91	(0.3)	816	(2.8)	1,227	(4.3)	3,761	(13.1)	
4	入院	142	(0.5)	1	(0.0)	74	(0.3)	163	(0.6)	380	(1.3)	288
	外来	2,170	(7.5)	117	(0.4)	855	(3.0)	1,182	(4.1)	4,324	(15.0)	
	計	2,312	(8.0)	118	(0.4)	929	(3.2)	1,345	(4.7)	4,704	(16.3)	
5	入院	163	(0.6)	0	(0.0)	63	(0.2)	200	(0.7)	426	(1.5)	292
	外来	2,148	(7.4)	211	(0.7)	936	(3.2)	1,453	(5.0)	4,748	(16.3)	
	計	2,311	(7.9)	211	(0.7)	999	(3.4)	1,653	(5.7)	5,174	(17.7)	

- ※ その他は、産婦人科、整形外科など。
- ※ ( )は当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

(3) 三次救急医療体制

<目 的>

休日又は夜間における重篤救急患者(脳卒中、心臓発作等の入院治療を必要とする患者)の医療を確保することを目的とする。

<実施時期>

- 川崎医科大学附属病院・・・昭和 54 年1月1日～
- 岡山赤十字病院・・・昭和 58 年4月1日～
- 津山中央病院・・・平成 11 年 12 月 19 日～
- 岡山大学病院・・・平成 24 年4月1日～
- 倉敷中央病院・・・平成 25 年4月 16 日～

<診療体制>

岡山県下に5か所病院を指定して救命救急センターを設置し診療にあたる。  
救命救急センター……岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院  
高度救命救急センター……岡山大学病院、川崎医科大学附属病院

### 3 地域医療の普及啓発

(根拠 倉敷市地域医療普及啓発事業補助金交付要領 平成28年4月1日施行)

<事業概要>

対話型講演会など高梁川流域連携中枢都市圏内の医療機関等と連携した取組を通じて、医療の機能分化に対する知識を深め、適切な地域医療環境の構築を図るための啓発活動を行う団体に対して支援を行う。

<補助対象事業>

高梁川流域連携中枢都市圏において実施する地域医療をテーマとした事業

<補助対象経費>

補助対象事業に係る経費のうち広告宣伝費、会場使用料及び会場設営費

<事業実績>

補助金 1団体 345 千円(令和5年度)

